

静岡県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月22日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第38号

静岡県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成10年静岡県条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(改善命令等)</p> <p><b>第21条</b> 知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある<u>場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(ばい煙量等の測定)</p> <p><b>第22条</b> ばい煙排出者は、規則で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録し<u>ておかなければならない。</u></p> <p>(定義)</p> <p><b>第33条</b> (略)</p> <p>2 この節において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で規則で定めるものをいう。</p> <p>(1) カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第2条に定める物質を含むこと。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(改善命令等)</p> <p><b>第21条</b> 知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(ばい煙量等の測定)</p> <p><b>第22条</b> ばい煙排出者は、規則で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録し、<u>これを保存しなければならない。</u></p> <p>(定義)</p> <p><b>第33条</b> (略)</p> <p>2 この節において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で規則で定めるものをいう。</p> <p>(1) カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第2条に定める物質<u>（以下この節において「有害物質」という。）</u>を含むこと。</p> <p>(2) (略)</p>

3・4 (略)

5 この節において「特定地下浸透水」とは、第2項第1号に規定する物質（以下この節において「有害物質」という。）を、その施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設（以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置する特定事業場（以下「有害物質使用特定事業場」という。）から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むものをいう。

（排出水の汚染状態の測定等）

**第46条** 排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、規則で定めるところにより、当該排出水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

2 (略)

（事故時の措置）

**第47条** 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油（水質汚濁防止法施行令第3条の3で定める油をいう。以下この条において同じ。）を含む水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。ただし、水質汚濁防止法第14条の2第1項又は第2項の規定による届出がなされた場合は、この限りでない。

3・4 (略)

5 この節において「特定地下浸透水」とは、有害物質を、その施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設（以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置する特定事業場（以下「有害物質使用特定事業場」という。）から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むものをいう。

（排出水の汚染状態の測定等）

**第46条** 排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、規則で定めるところにより、当該排出水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 (略)

（事故時の措置）

**第47条** 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質若しくは油（水質汚濁防止法施行令第3条の3で定める油をいう。以下この条において同じ。）を含む水若しくはその汚染状態が第33条第2項第2号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質若しくは油を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質若しくは油を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質若しくは油を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。ただし、水質汚濁

2 農用地等（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条に規定する農用地等をいう。）に貯油施設（油を貯蔵する施設をいう。）を設置する者は、当該貯油施設の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油施設から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。ただし、水質汚濁防止法第14条の2第1項又は第2項の規定による届出がなされた場合は、この限りでない。

3 （略）

**第49条** 何人も、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう心がけるとともに、県又は市町による生活排水（水質汚濁防止法第2条第8項に規定する生活排水をいう。以下同じ。）の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策（以下「生活排水対策」という。）の実施に協力しなければならない。

2 （略）

3 生活排水を排出する者は、下水道が整備されており、又は整備されることとなる地域以外の地域においては、合併処理浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽のうち、し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽をいう。）の設置又は集合処理施設（農業集落排水施設その他の複数の家

防止法第14条の2第1項から第3項までの規定による届出がなされた場合は、この限りでない。

2 農用地等（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条に規定する農用地等をいう。）に貯油施設（油を貯蔵する施設をいう。）を設置する者は、当該貯油施設の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油施設から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。ただし、水質汚濁防止法第14条の2第3項の規定による届出がなされた場合は、この限りでない。

3 （略）

**第49条** 何人も、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう心がけるとともに、県又は市町による生活排水（水質汚濁防止法第2条第9項に規定する生活排水をいう。以下同じ。）の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策（以下「生活排水対策」という。）の実施に協力しなければならない。

2 （略）

3 生活排水を排出する者は、下水道が整備されており、又は整備されることとなる地域以外の地域においては、浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。）の設置又は集合処理施設（農業集落排水施設その他の複数の家庭から排出される生活排水を集合処理する施設をいう。）

庭から排出される生活排水を集合処理する施設をいう。)への接続を行うことにより、生活排水の適正な処理に努めなければならない。

4 (略)

5 県は、生活排水対策に関する知識の普及、流域下水道その他の生活排水処理施設の整備及び合併処理浄化槽の普及その他の生活排水対策を推進する市町への必要な援助に努めなければならない。

6 (略)

**第125条** 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第37条、第81条第1項、第82条第1項若しくは第2項又は第88条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) (略)

(3) 第117条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した同項第1号から第5号までに掲げる者

**第126条** (略)

への接続を行うことにより、生活排水の適正な処理に努めなければならない。

4 (略)

5 県は、生活排水対策に関する知識の普及、流域下水道その他の生活排水処理施設の整備及び浄化槽の普及その他の生活排水対策を推進する市町への必要な援助に努めなければならない。

6 (略)

**第125条** 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項若しくは第37条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) (略)

(3) 第22条又は第46条第1項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者

(4) 第117条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した同項第1号から第3号までに掲げる者

**第125条の2** 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第81条第1項、第82条第1項若しくは第2項若しくは第88条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第117条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した同項第4号又は第5号に掲げる者

**第126条** (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。